

平成 2 0 年度 第 3 回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成 2 1 年 2 月 2 4 (火)

午前 1 0 時 ~

場所：教育委員会室

文京区企画政策部広報課

平成20年度第3回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時 平成21年2月24日(火) 午前10時

場所 教育委員会室

出席者 審議会委員： (会長)内山忠明、(副会長)筒井幸代
(委員)木元武一、鈴木富佐子、中山泰一、橋本直和、
細山利昭、諸岡健至

区職員 齊藤企画政策部広報課長、
佐藤区民部経済課長、八木総務部税務課長

議題 (1)平成20年度諮問第2号

「消費生活相談に係る個人情報の外部提供について、及び上記外部提供の本人通知の省略について」

(2)平成20年度諮問第3号

「住民税の公的年金からの特別徴収業務に係る個人情報の目的外利用について、及び上記目的外利用の本人通知の省略について」

1 開会

齊藤広報課長 おはようございます。

それでは、平成20年度第3回審議会を開始させていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。現在木元委員が遅れておりますけれども、審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

本日は、諮問案件2件を予定してございます。

2 諮問書交付

齊藤広報課長 それでは、最初に諮問案件につきまして諮問書を、内山会長にお渡しさせていただきます。

(齊藤広報課長から内山会長へ諮問書交付)

3 議事開始

(1)諮問第2号の審議

齊藤広報課長 それでは審議の進行を内山会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

内山会長 それでは、改めてごあいさつをさせていただきます。おはようございます。

平成20年度の第3回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきました。

ただいま諮問案件2点の諮問をいただきました。本日はその諮問についてご審議いただくということが予定されております。お手元の次第に従って会の進行を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず議事、諮問案件第1点目、平成20年度諮問第2号「消費生活相談に係る個人情報の外部提供及び上記外部提供の本人通知の省略について」ということについて、まず諮問書を読み上げていただき、それから、担当の課長さん等のご紹介もいただくということをしていただきたいと思います。

お願いいたします。

齊藤広報課長 それでは、説明に入る前に、まずお手元の資料をご確認いただきたいと思います。資料は、あらかじめ郵送させていただいておりますが、諮問案件につきましては、「諮問予定案件について」という文書でその内容をお伝えしてございます。今会長にお渡ししました諮問書と同内容のものでございます。

次に資料でございます。諮問第2号のP I O - N E Tシステムの運用に関する資料としまして、資料1 - 1「P I O - N E Tシステムの変更に伴う個人情報の外部提供について」として、P I O - N E Tシステムの概要や課題、それから、新システムの導入の目的等をまとめたものがございます。また、資料1 - 2として、現行システムと、それから新システムをまとめたカラー印刷のもの、2ページの資料がございます。

続きまして、諮問第3号の住民税の特別徴収の案件の資料でございますが、資料2 - 1としまして、「介護保険・国民健康保険・長寿医療制度保険の保険料額及び介護保険中止該当者データの目的外利用について」ということで、住民税を公的年金から特別徴収するときに目的外利用することの必要性をまとめたものでございます。

1枚めくっていただきまして、資料2 - 2でございます。これは参考までに関連法令を抜粋したものでございます。

もう一枚めくっていただきまして、資料2 - 3でございます。これは今年の8月にこの審議会で、住民税の特別徴収ではe L T A Xという地方税の共有システムを利用するというので、

その仕組みについてご報告をさせていただきました。そのときの説明資料と同じものを参考としておつけしております。

お手元の資料は以上のものがございます。

それでは、戻りまして諮問第2号をごらんください。この諮問第2号につきましてご説明いたしますが、所管課長と担当職員が同席いたしますので、紹介をさせていただきます。

佐藤区民部経済課長でございます。

佐藤経済課長 よろしく願いいたします。

齊藤広報課長 それから後ろの席、陪席は木村主事でございます。

木村主事 よろしく願いします。

齊藤広報課長 それでは平成20年度諮問第2号「消費生活相談に係る個人情報の外部提供について及び上記外部提供の本人通知の省略について」私のほうからまず諮問書を読み上げさせていただきます。

内山会長 諮問の趣旨だけ読み上げていただいて。

齊藤広報課長 わかりました。

では、2番の諮問の趣旨でございます。

「文京区消費生活センターにおける消費生活相談事業について、相談情報を中央省庁、国民生活センター等において即時閲覧できるようにするため、国民生活センターの提供するサーバーにデータベースを構築し、オンラインにより相談情報を登録することが計画されています。これにより、関係機関の間での情報の迅速な共有化による消費生活相談事業の効果的な運営、セキュリティーレベルの向上及び事務の効率化等を図るものです。

登録情報に含まれる個人情報には、それを登録した消費生活センター以外の者は、アクセスできない仕組みとすることが予定されていますが、個人情報を国民生活センターが委託運営するデータセンターに送信することから、文京区個人情報の保護に関する条例第15条に規定する個人情報の外部提供に該当します。

そこで、同条例第15条第2項3号及び第3項の準用による条例第14条第3項ただし書きの規定により、本件外部提供及び外部提供に係る本人通知を省略することについて、審議会の意見をお伺いいたします。」

以上でございます。

内山会長 ありがとうございます。

お手元の資料の確認を最初にしていただきましたけれども、おそろいでしょうか。

それでは詳細を担当課長さんからご説明いただきます。

よろしく願いいたします。

佐藤経済課長 よろしく願いします。

では、座ったままで失礼いたします。

まず資料に沿ってご説明したいと思います。資料1-1をごらんください。「1 P I O - N E Tの概要」ということですが、このP I O - N E Tは「全国消費生活情報ネットワークシステム」、これを横文字で言いましたときの頭をとりまして、P I O - N E Tというふうに言います。国民生活センターと地方にある消費生活センターを結びまして、消費生活に関する相談情報、これを収集し蓄積するシステムです。

1984年度から運用を開始しておりますけれども、直接各地域と国民生活センターを結ぶオンラインではなくて、23区の場合で言えば、東京都の消費生活総合センターにまず情報を集約するネットワークを構築しまして、その上でこのネットワークを介して、国民生活センターとオンラインで結ぶという形を現在っております。各地域にあります消費生活センターの相談員が相談内容をデータ化して、区の職員が相談者の氏名、住所などの個人情報を除いた後、このP I O - N E Tの端末から東京都に送るという形を今っております。

したがいまして現在送信されている内容は、個人情報を除いた後ということですので、相談内容、どのように解決をしたか、相談の対象になりました事業者等に関する情報はそのまま送っております。

「2 現行システムの課題」ですけれども、何よりも全国からの相談データが集約されるまでに日数がかかっているというところにあります。平均で50日、東京都は地方自治体の中でもシステム整備が進んでおりますので、早いほうと言われてはいますが、それでもやはり30日ほどはかかっているという状況です。

これは先ほど申し上げましたように、各センターの相談員がまずパソコンでデータをつくりまして、それを区が個人情報を除いてからフロッピーに落とし込みまして、それをP I O - N E Tのオンラインに乗せるという流れになっておりますので、やむを得ないんですけれども、現在さまざまな消費者被害が続発しておりますので、迅速なデータ収集が求められております。

そこで、「3 新システムの概要」です。これまで都道府県の消費生活センターを介していたデータの入力方法を見直しまして完全オンライン化をして、入力データが即時にデータベースに保存されるようにということで、地域の消費生活センターと国民生活センターを直接結ぶ形とします。消費生活相談員が相談データを直接入力して送信をする。ただこのときこれまで

除いていた個人情報も同時に入力されることとなります。ただ送信された個人情報については、それを入力した消費生活センターからしかアクセスできないという仕組みにすることで、保護を図っていくという考え方です。

「4 新システム導入の目的」が2つです。(1)関係機関への迅速な情報提供、そして(2)セキュリティーレベルの向上です。(1)については先ほどもちょっと触れましたけれども、情報提供が迅速になるということ、これが1つあります。(2)のセキュリティーにつきましては、結局今現在は、まずデータを打ち込むパソコン、それからフロッピー、それを保管する施設、すべて情報の管理はそれぞれ地域のセンターにゆだねられております。今回の新システムによって、国を基盤とする包括的な認証管理の仕組みを構築することになりますので、そういった意味では総合的なセキュリティーシステムとなりますので、レベルの向上が図れるというふうに考えております。

「5 導入時期」ですが、平成22年の4月を予定しています。当初国も21年度中を目指したいとお話だったんですけれども、国のほうも内閣府の許可等の手続もありますので、正式な導入が22年4月となる予定で今現在進めております。

次に、資料1-2をごらんいただければと思います。

まず「(1)現行システムの問題点とシステムの変更目的」ということで、今のシステムを簡単に図にまとめております。左側、一番左に文京区消費生活センターとございます。相談員が今画面に向かっておりますけれども、こちらのほうは個人情報を抜き出した上で、黄色の矢印で相談内容のみ東京都消費生活総合センターに送信されます。東京都は都内の消費生活センターから送られてきた内容を集約いたしまして、国民生活センターが委託をしておりますデータセンターのほうに送信をいたします。全国からこうした形で送信、登録されたこの情報が、消費生活相談のデータベースとなります。この情報は相談内容のみということですが、これを中央省庁、国民生活センターが消費者被害の未然防止、拡大防止などのために使用しております。

右側に、先ほどからご説明しております現行システムの問題点等を、流れ図で記載いたしました。現行システムの問題点は、相談データの登録までに日数がかかり迅速な対応が図れていないことです。システムの変更目的は、相談データが作成され次第、オンラインで即時に情報閲覧を可能にしたいということ。そのために新システムに変更するというので、オンライン化により現行の東京都を介してのデータ提出方法を見直しまして、そのデータをデータセンターで一括管理するということを掲げております。

次に「(2)新システムにおける消費生活センターからの個人情報アクセス・閲覧の仕組み」、これを図式化しております。データセンターに保存された個人情報へのアクセスが、どのようになるのかということですが、個人情報は、登録を行った消費生活センターのみが閲覧可能という形になります。したがって、左側の四角に個人情報集約という欄を設けて、赤の字で記載をさせていただきました。「消費生活センターは、他の消費生活センターが登録した個人情報に対しては、閲覧・更新等の一切の権限を持たない」ということで、ほかのセンターは、文京区の送信した個人情報にはアクセスできない。文京区も、文京区から登録した個人情報にしかアクセスできないというふうになります。

これにつきましては、左側の一番下の赤い四角の中に記載をしております。「個人情報は、データセンターにあっても、消費生活センター内に保存されることと同等である。このことを担保するために『データ管理に関する契約』をデータセンターと各消費生活センターと国民生活センターとの間で締結する。」このことで対応してまいります。

新しいシステムのイメージですが、こちらは絵にしまして右半分に書いております。一番下の消費生活センターA、これを文京区と仮定いたしますと、そこから直接データセンターに送信します。送られた情報は、黄色の矢印が2つに分かれますけれども、個人情報と、これまで利用されておりました消費生活相談データベースに分かれて情報が保存されます。ここで仮登録データという青い字があるんですけども、これはまず仮登録データという形で登録されまして、送信した文京区や都、国のほうで誤字、脱字も含めて内容を細かくチェックいたしました後、正しいデータということで保存データとして活用される形です。

見ていただきますと、個人情報データへのアクセスにつきましては、中央省庁や国民生活センターであっても、また部外者はもちろんほかの消費生活センターからも、当然閲覧ができないという仕組みになっております。

内山会長 ありがとうございます。

ご説明はいただきました。その上で各委員さんからご質問、ご意見をいただきたいと存じます。木元委員は、今の説明を最初からお聞きいただくことができませんでしたので、そういうことがありますので、不明な点は何でもご質問していただきたいと存じます。その上で御意見をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

橋本委員 橋本でございます。

話としてはわかったんですけども、消費者相談データベースというのがあって、この消費

者相談データベースというのは、東京都がこのP I O - N E Tシステムというのをやるわけですか。

佐藤経済課長 データセンターに集約されております消費生活相談データベースを管理しておりますのは、国民生活センターになります。国民生活センターが委託をしましたデータセンターの中に、消費生活相談のデータベースがあるという形です。資料1 - 2のカラーの部分を見ていただきますと、簡単にデータセンターということでお示しされておまして、東京都もそこにデータを送りますが、東京都以外にも全国の消費生活のセンターのほうから、そちらに情報が集約されるわけです。

橋本委員 そうすると大量ですね、当然。

佐藤経済課長 はい、そうですね。

橋本委員 ものすごい量で、そのものすごい量の中身の仕分けというのはだれがやるんですか。

佐藤経済課長 一応データ化して送りますときに、例えばいろいろな被害項目別の内訳であるとか、そういったところをデータ化して送りますので、指示された内容によって仕分けされます。大体P I O - N E T登録を見てみますと、2005年度で130万件ほどの情報です。

内山会長 1年間で。

佐藤経済課長 はい。やはり全国からになりますと、相当量の相談情報が入っているということになります。

内山会長 国民生活センターというのは国の官庁ですか。

佐藤経済課長 はい。独立行政法人化されましたので、そういう意味では独立していますが、国の省庁としては内閣府が所管しております。

内山会長 内閣府が所管する独立行政法人が国民生活センターで、そこがまた業者にデータベースの管理を委託しているから、現実の物理的なものは、その国民生活センターが委託した会社が管理している。

佐藤経済課長 そうです。そういうことになります。

橋本委員 それで、その中で例えば相当いろいろな振り込め詐欺だとかいろいろなものが来て、それをどういうふうに解決しようかというのはどこが管轄しているんですか。

佐藤経済課長 それは各消費生活センターの相談員が、ご相談に乗りながらどのように解決したかの情報も送る。また、東京都や国から、そういった事例が頻発しているのでこのように解決をなさいというアドバイス、指導もいただくといった流れになっております。

橋本委員 逆に国民生活センターのほうから、130万件のほうからこうしろというような指示とかというのはないということですね。

佐藤経済課長 いや、逆にそういった全国、例えば東京都で頻発している、あるいは地方で頻発しているといった消費者被害がありますので、それを見た上で「気をつけなさい」という注意喚起があったり、あるいは今まで聞いたこともないけれども、こんな相談が出てきているとか、今後もあるかもしれないから事例としてお知らせしますよといった情報が、全国的なデータが集まることによって、全く気がついていなかった地方にも情報が提供されるという流れになっております。

橋本委員 なるほど。そうすると現行では50日ぐらい判断するまでにかかっているものが瞬時に、10日かそこらでいろいろな全国的に頻発しているものだとかに関しては、国民生活センターのほうで把握して、各自治体のほうに「こういうことがあるから気をつける」という指示が出やすくもなるということになるわけですね。

佐藤経済課長 そうですね。全国平均で50日、先ほど東京都は比較的まだ恵まれている、整備が進んでいるけれども、それでも30日ほどかかっていると申し上げましたけれども、やはりまだ地方の場合は、どうしても紙ベースでのやりとりみたいなのところもありまして、時間がかかっているのがあります。ただおっしゃるように、直接オンライン化されれば都道府県を介することなく、地方から直接国民生活センターのデータベースに情報が入りますので、一定の期間短縮は期待されております。

内山会長 どうぞ、中山委員。

中山委員 中山です。

お伺いしたいんですけども、まず国民生活センターは、今は内閣府所管の独立行政法人で、将来消費者庁かなんかになると言われるところですけども……

佐藤経済課長 はい、そうです。

中山委員 それでお尋ねしたいのは、この資料1 - 2のカラーの2枚目のところに、「個人情報、データセンターにあっても、消費生活センター内に保存されることと同等である。このことを担保するために『データ管理に関する契約』をデータセンターと消費生活センターと国民生活センターとの間で締結する。」と書かれているんですが、まず1点目は、文京区も要するにデータセンターと何らかの契約を締結するのかということと、それから結局、じゃ、文京区が登録した個人情報については、データセンターにあっても、文京区経済課の情報としてみなされるということになるのかという、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

佐藤経済課長 はい。今の考え方では、おっしゃいますように、私ども区と国民生活センターと、それから、それを受託しますデータセンターの受託業者、その3者の間でそういったお約束事を交わすということが前提です。全国のそれぞれの地方にあります消費生活センターが、それぞれ国民生活センターとその受託業者とすべてそういったお約束事を締結した上で、この送信をする形になります。

ですから、この個人情報の管理主体は区であるということの中で明記をして、国民生活センターは、区が送付いたしました個人情報の管理権限は逆に一切持たない。あくまでその個人情報を管理するのは文京区ですというお約束事を、きちんと交わすことになります。

中山委員 僕のお聞きしたかったのは、先ほどの会長と同じような観点なんですが、データセンターは民間業者かなんかですね、きっと。

佐藤経済課長 はい、そうです。

中山委員 民間業者のところに物理的にあったとしても、そこに入っている個人情報は、区が管理する個人情報の状態として契約されるんですかということなんです。

佐藤経済課長 そうです。国民生活センターが受託業者と契約を交わします。その上で個人情報の取り扱いについては、さらにそれぞれ送信する自治体と、国民生活センターと、受託をした事業者の間で協定といいますか、覚書といいますか、そうしたものを締結をして取り扱いについて決めるという流れになっております。

中山委員 お尋ねの仕方が悪かったかもしれませんが、個人情報というのが多分物理的な記憶媒体としてあって、それは民間の事業者にある。

佐藤経済課長 はい。

中山委員 でも、その民間業者にあるものだけでも、ここに書かれているように、「消費生活センター内に保存されることと同等である」と書かれているので、要するに物理的に民間業者にあったとしても、それは行政庁の持っている個人情報だということになりますよね、結果として。

佐藤経済課長 はい。消費生活センター内にあるという前提です。

中山委員 そうですね。その行政庁の持っている個人情報といったときに、内閣府所管の国民生活センターが持っている個人情報として扱われるのか、それとも区が持っている個人情報として扱われるのか、そこが知りたかった。

佐藤経済課長 区が持っている個人情報として扱われます。管理主体は区です。

中山委員 区が持っている。だとすると、外部提供ではないんじゃないかという気がしたん

ですが、それはやっぱり外部提供になりますか。区が保有する個人情報の一部ではないんですか。

内山会長 法律的な契約からすると、かなり不明確なご説明のように思うんですけども、国民生活センターという国の独立行政法人がデータは保管するわけですよ。

佐藤経済課長 はい。

内山会長 ただ見ない、扱わないという約束のもとに、しかし、データは国民生活センターに行っちゃうんですよ。

佐藤経済課長 そうです。

内山会長 その行っちゃったものを国民生活センターは、また株式会社何とかのハードディスクか何かに入れておくわけですよ、言ってみれば。

佐藤経済課長 はい。

内山会長 ですから、文京区がその情報を管理しているということからすると、かなりかけ離れた状況になっているから、外部提供に当たらないというふうに強弁するのは、なかなか難しいことだろうなというふうに私は思います。

中山委員 私が思ったのは、そこに記載された個人情報の当人が、例えばその情報が違っていているから直してくれとかいうときに、それが内閣府の独立行政法人に対して、独立行政法人の保有する個人情報保護法に基づいて訂正を要求するのか、それとも本区の個人情報保護条例に基づいて訂正を要求するのか、その辺がわからなかったんです。

佐藤経済課長 先ほど来申し上げておりますように、区が送信をするんですけども、これに関する管理主体についてはあくまで区ですよと、送った個人情報の管理の主体は、あくまでその送信をした区ですよという形で今国民生活センター、それから、受託業者との間でお約束事を交わすという流れを今考えています。

内山会長 ですから、管理主体とは何をおっしゃるのか。契約上どのような契約がされているから管理主体というふうな表現がされるのか。要するに例えばそんな会社はないけれども、ヨコシバデンキが持っているわけでしょう。物理的な磁気媒体自体は、その株式会社が持っているわけですよ。

佐藤経済課長 データベースをですね。

内山会長 ですから管理主体というのが何をおっしゃるのか。例えばヨコシバは、そのデータを直接の契約先は国民生活センターですから、国民生活センターとの間の契約でいじらないという契約をしているだけのことで、管理主体だと表現してしまえばそれまでのことですよ。

ども、その管理主体とは何をおっしゃるのが、法律上よくわからないように私には思えたんですけれども。

佐藤経済課長 管理主体というのは、その情報を取り出す、閲覧する、また修正をかけるといったことのすべては区にしかできませんよということです。

内山会長 という契約ではなくて、協定を結ぶというふうにおっしゃいましたよね。

佐藤経済課長 はい。

内山会長 契約自体は国民生活センターと委託先の株式会社で結ぶ。文京区と国民生活センターとの間では契約なんですか、協定なんですか。

佐藤経済課長 文京区と国民生活センターと受託業者の間で協定といいますか、覚書といいますか、一応この契約に際してのお約束事、それはそれぞれの地方の消費生活センターすべてそうですが、それを個別に交わしていく。

内山会長 覚書なんですね。

佐藤経済課長 はい。

内山会長 要するに例えば文京区の契約締結権限だとすると、この契約権限はだれが締結するのか。もちろん外部的には区長さんが結ぶという形なんですけれども、専決権限はだれが持っているのかとかいうふうなこと、それは契約なのか、覚書だったらまた別のことなのか知りませんが、そこら辺のことを明確にさせていただいたほうがいいかもしれない。管理主体というふうに抽象的に言ってしまうと、「ああ、そうですか」というふうになってしまいますから。

佐藤経済課長 区が、直接そのデータベースを管理する受託業者と契約を交わすということはありませんので、あくまで国民生活センターと受託業者の間での契約です。ただそこに大きくそれぞれの地方の消費生活センターがかかわってまいります。そのかかわり方としては覚書という形になろうかと思います。

中山委員 私が危惧しているのは、外部提供に当たるかどうかとかいうことのほかに、あとこのシステムが稼働した後で、相談者から私の情報がどのように区において管理されているのかというような、個人情報開示請求が出たときに、ここに入っている情報が、本区の個人情報保護条例に基づいて開示の対象になるのかどうかという、そこなんですね。

佐藤経済課長 管理する権利が区にあるということですので、こういった意味でその情報は、それぞれの自治体の管理下にあるというふうにご考えております。

中山委員 ということは、もちろん実際そういう事例が起きてからでないで議論できないん

でしょうけれども、推測としては、本区の個人情報保護条例下にある区の保有個人情報に当たるといふうな、理解になるのでしょうか。

佐藤経済課長 はい。

内山会長 要するに文京区に自己情報の開示を請求したときに、文京区にはございませんと、国民生活センターが委託している株式会社のところにありますから、文京区の情報にはあなたの情報はございませんと言われないかということですよね。文京区がどこかから持ってこられる情報だけれども、今ここにはございませんと、それはですからあなたに見せませんということを行うことができるわけです。情報開示請求のときに、文京区が持っている情報は公開しなくちゃいけない。しかし、文京区がどこかから入手してくるのは提供する必要はないということなんで。

佐藤経済課長 そういう意味では先ほど来の形で、きちんとあくまで区の情報ですよという位置づけを担保しますので、個人情報の開示請求があったときに「ありません」ということにはなりません。当然区は個人情報を持っているという前提です。

中山委員 つまりこのシステムの中に入っているものであったとしても、区の保有する個人情報という扱いになるという理解でいいんですね。

佐藤経済課長 はい。

中山委員 そこがお伺いしたかったところなんです。

内山会長 それはそういう、中山委員のおっしゃるとおりであるというふうなご回答をいただいたということでもいいですね。

佐藤経済課長 はい、そうです。

中山委員 それで個人情報保護条例の所管でいらっしゃる広報の方々も、それで不整合は起きないんですか。

齊藤広報課長 先ほどありましたように、今は名前等を除いて相談内容だけ出しています。今度は名前を入れて出しますよと。ただそれも送ってなくなるわけではなくて、こちらが持っているものを向こうに預けるという形です。ですから委員がおっしゃるように、情報は、例えば区の情報として経済課が保管しておる情報であって、区の個人情報に該当しているということです。

中山委員 最終的に区の責任で保有していて、開示請求が出たら開示するし、訂正を受け付けたら訂正するという、あくまでも区の管理下にあるものとしてずっと扱われるという、そういう理解ですね。

佐藤経済課長　そうですね。

内山会長　しつこいようですけれども、それでは、その区の消費生活センターで入力したデータは、国の管理するデータセンターに送信されると同時に、区のどこかにも2重にバックアップされているということになるんですか。文京区内には一切残らないで中央に行っちゃうんじゃないんですか。

佐藤経済課長　一応紙ベースでの保存はありますし、当然アクセスもできますので……。

内山会長　アクセスはできるでしょうけれども、例えば文京区の委託している業者のデータセンターか何かに、バックアップしてあるわけではないんですよ。

齊藤広報課長　それは違います。バックアップという形ではありません。

内山会長　そうですね。2重にも3重にもバックしたら、またそこからどこかへ逃げちゃうから。紙ベースではあるということだそうです。

中山委員　データセンター内にあっても区の管理権限内であるから、区の保有する個人情報の状態になっているという解釈のもとで、この諮問案件をとらえるということでもいいんですね。

内山会長　それは実施機関といいですか、所管の課長さんも、広報課の課長さんも同じ見解であると。そういうご説明のもとに、私どもは答申をするということになります。

私からちょっと伺いたいんですけれども、これは恐らく国民生活センターで構築したシステムに文京区は乗っかるだけですから、文京区からああしろ、こうしろというふうな注文ができるものではないと思いますけれども、その上で伺いますけれども、新システムでは、個人情報が国民生活センターに届いてしまうんですよね。ただ管理は文京区がするという事ですけども、従前と同じように、個人を特定する情報を除いて国民生活センターに送信するということができなかったのはなぜなのでしょう。例えば個人の住所ですとか何とかという、それをマスキングした上で送ってしまえばそれまでのことなのに、全部よこせというのはどういうことをお考えなのか、そういう疑問が恐らく他の自治体からも出てくるのではないのかなと思うので、ここでも伺っておかなければいけないことだろうと思うのですけれども。

今までだって、要するに時間の短縮というご説明以上のことではなかったと思うんですけれども、だとすれば個人を特定できる情報を消去するといいますが、それを除いて中央にそのまま送れば、機能は発揮できるように思うんですけれども、何ゆえ個人の情報まで一緒くたにして中央に送ってしまう必要があるのか。そういうシステムをつくったのは国民生活センターのほうでしょうから、文京区がお答えできることではないだろうとは思いますが、この審議会とすれば、そういう質問があったということだけは、とどめておいていただかないといけ

ないことだろうなと思います。

中山委員 消費生活相談データベースの中に入るのは、個人情報が入らないんだと思うんですが、相談のあった自治体、例えば文京区なら文京区とか、そういう情報は入るんですか。事例だけなのかということですね。

それとあと、もちろんだから消費生活相談データベースに入る内容いかんによっては、ある程度この範囲の人だろうなということが、推測がつくようなこととかが起きたりしないのか、その辺も気になったんですね。

佐藤経済課長 件名・相談概要・商品などがどういった中身なのか、契約の年月日であるとか、契約先製造者、危害危険情報なのかといったところを含みまして、そのときに東京都というのは確かに入るんです。ちょっと今文京区というエリアまで入るかどうかなんですけれども。

鈴木委員 ちょっと関連してよろしいでしょうか。

個人情報を消去して送るということをどうしてしないのかというお話もすごくよくわかるんですけれども、ただその個人の情報があつたがゆえに被害がわかるということはないんでしょうか。例えばこういう地域でこういう人に被害が起こったというような具体的な情報としてデータベースに残したほうが良いという、そういう考え方があつたんじゃないんでしょうか。

佐藤経済課長 私どもも一応統計を出しますときに年代別、それから、男女別といったところは出します。ですから、高齢者の方に被害が集中しているとか、今、比較的30代、40代が被害に遭いやすいとか、そういったとらえ方もありますので、私どもとしては、個人を特定させてはいけないんですけれども、一定のくりとして男性に多いのか、女性に多いのか、年代的にはどうなのかといったところぐらいは区のほうで整理をした上で、統計としては皆様にお示しをさせていただいているという流れも確かにあります。

ですから、そういう意味ではどこまで個人情報のなところを削除して、いわゆるシンプルに取り出せるようにするのかというのが課題ではあると思うんですけれども、私どもでは住所、氏名、電話番号、当事者との関係といった個人が特定されるような情報については、すべて排除して送るという形はとっております。ただおっしゃるように、高齢の方に多い被害なのかどうかというところまでは、データ化できるような流れは持っていない。

年齢、性別は入れています。年齢、性別、職業までということです。

内山会長 根津とか千駄木とかそういうのはないんですね。

佐藤経済課長 そういうのは入りません。文京区というところは多分コードで入れますので、そのコード表を見れば文京区というところがわかるような形かと思います。

内山会長 それは他の中央省庁ですとか、自治体はそれを閲覧できるということですから、文京区の例えば70代の男性が、ネズミ講の被害に遭ったとかということまでは特定できるというような情報は。

佐藤経済課長 そこまでは入ります。

内山会長 私が、もう一点確認をさせていただかなければいけないかなと思うことがありまして、それは何かと申しますと、新システム導入の目的という資料1 - 1に書いてあることなんですけれども、セキュリティーレベルの向上ということになってはいますが、文章の表現だけのことですけれども、「現在は管理体制が各消費生活センターにゆだねられている」というのは、これは間違いで、「センターが管理している」ですね。

佐藤経済課長 そうです。

内山会長 だれかから任されているというわけではなくて、センターが保有しているというものだと思いますけれども、それが「新システムによってセキュリティーレベルが向上される」というふうなことで、今のセキュリティーレベルは向上をする余地があるということをおっしゃっているのか、文京区の情報の管理システムは国が管理するシステムより劣るシステムなのかというふうなことを、ここでおっしゃっているのか。そうだとすると、審議会として国のレベル程度に向上すべきだというふうに要求したくなるんです。

佐藤経済課長 こちらはあくまで全国平均という意味でとらえておりますので、全国的に見ればという観点での向上でございます。文京区におきましては、当然施設の施錠ですとか管理はもちろんですけれども、ノート型パソコンについても当然施錠のロッカーで保管したり、ワイヤーロックをかけたりということ、あと操作についても、相談員と担当職員と所長のみという形で扱える人数を限定し、あとパスワードもかけております。

内山会長 要するに国に勝るとも劣らないセキュリティーレベルで管理をされているということ、確認させていただきたいということですが、

佐藤経済課長 はい、文京区の場合はそうでございます。

内山会長 よろしいですね。

ほかにご意見等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

中山委員 もう一点。

これは内閣府における、例えば省府令等に基づくシステムなのかどうかというようなことを確認しておきたかったんですが、要するに政・省令に基づくものだとすると、ある程度きっち

りとしていることになるんだろうという気がするんですけども。

内山会長 法令でそこまで定めてあるのかどうか、私も国の法律までわかりませんが、例えば文京区にしても、条例ですとか規則で、こういう処理のシステムを規定するということがないですよ。

佐藤経済課長 そうですね。

内山会長 恐らく国民生活センターという独立行政法人の業務仕様書というのを認可するときに、こんな形でやりますということを今は総務省でしたか、総務大臣が認可するというふうなことになるのかなと推察しています。

佐藤経済課長 今会長からお話がありましたように、そういった形の何か法令に基づいているシステムということではないと思っております。

中山委員 今消費者庁の設置とかの動きがあって、平均50日もかかるようだと被害が蔓延してしまうと。例えば今の振り込め詐欺などでも、ごく最近とかでは郵便のE X P A C Kとかにお金を入れて送るなんていうのがはやりになりましたが、それが50日かかってから全国に伝わるようじゃ困るから、何らかの法律や政令、省令等で整備しようという方向になっているのかどうかということを知りたかったんです。

佐藤経済課長 独立行政法人の国民生活センター法というところに基づいて、国民生活センターがやらなければいけないところは定められております。その中にいわゆる消費者紛争の解決であるとか、情報提供など消費者を救うためのいろいろな業務がありまして、その一環であるとは思うんですけども、ただP I O - N E Tは当然法律には触れていません。

内山会長 それは文京区も同じで、システム一つ一つについて条例ですとか規則をつくっているわけではないと思います。

佐藤経済課長 今読みましても、消費者に対する情報の収集や公表といったところは定められていますが、消費者紛争の発生を防止するために、消費生活に関する情報を有する地方公共団体その他の者に対し、情報の提供を依頼することができるという規定は出ておりますけれども、それ以上の書き方はされておられません。

中山委員 地方公共団体に情報の提供を求めることができるという根拠に基づいて求めてきていて、それに対して外部提供をすると、そういう理解ですか。

佐藤経済課長 そうです。

内山会長 私は法律家ですから、そういうことになると厳密になってきてしまうんですが、求めることができるという中に個人情報までは求めていない。業務に必要な情報の提供を求め

ているという理解をしないと、個人情報までみんな国にやっちゃうというのは。

中山委員 というと、やはり最初会長がおっしゃったように、せっかくシステムが相談データベースと個人情報に分かれているんだから、相談データベースのところだけ提供するというほうがむしろすっきりしている。

内山会長 そこら辺は課長さんに伺っても、システムをつくったのは恐らく国なり生活センターですから、課長さんが答弁できないことであろうなとは思いました。

それでは、このシステムの運用目的が消費者保護の増進にある、強化にあるということでは、目的とすると相当なものであると各委員の意見を推察させていただきました。その上で個人情報の保護は徹底して行われるべきであるということの上で、諮問された事項の実施がなされるべきであるという趣旨で、答申をしてよろしいでしょうか。

はい。それでは、そのような趣旨で答申案どうでしょうか。

では、たたき台ということで、答申案文をあらかじめまとめさせていただいておりますので、これを読み上げていただいた上で、さらにご意見を伺いたいと思います。不動の案文ということではございませんから、自由にご意見をいただきたいということでご確認いただきたいと思っております。

それでは、答申の本文から読み上げていただきます。

お願いいたします。

齊藤広報課長 それでは、本文を読み上げさせていただきます。

「消費生活センターにおける苦情相談業務については、消費者被害が複雑化、多様化、高度化してきているとともに、消費生活の安全・安心を図る消費者行政に対する国民の期待が高まっている状況のもとで、消費生活相談情報を関係機関が共有し、消費者被害に迅速・的確に対応するとともに、消費者行政に有効活用することが求められている。新P I O - N E Tシステムはそうした要請にこたえ、情報共有の迅速化等を図ろうとするものであることが認められる。

新P I O - N E Tシステムにおいて、相談情報のうち個人を特定し得る情報については、それを送信した消費生活センターが管理権限を有し、国民生活センターなど他の関係機関はアクセスできない仕組みとされているので、相当な制度であると評価することができる。

したがって、消費生活相談情報を相談業務や消費者行政に有効活用する観点から、本件外部提供については差し支えないものとする。

ただし、消費生活センターにおける苦情相談業務は、消費者との信頼関係が維持されて初めてその機能が発揮できるものであり、そのためにも、相談内容の秘密の保持が徹底されている

必要があるということはいうまでもない。したがって当該システムの維持・管理に当たっては、個人情報の管理権限が実施機関のみにあることを明確に認識した上で、相談者が特定される情報が漏えいされることのないように配慮した運用がされるべきは、当然のことであることを申し添える。

また、個人情報を実施機関の行う消費生活相談業務の中でのみ利用され、他のものに利用される可能性がないことから、本件外部提供について本人への通知は必要ないものとする。

内山会長 読み上げていただきました。

手書きの訂正等がございますが、さらにご意見をいただきたいと存じます。

どうぞ。

中山委員 下から6行目のところに「個人情報の管理権限が実施機関のみにあることを明確に認識した上で」とされています。結局区が保有する個人情報として区が責任を持って扱うという、そういう理解でよろしいんですか。

内山会長 そういうことですね。もしそうでないとすると、「区にはありません」と言って逃げちゃうということがあり得るわけで、そういうことはないということですね。

ほかにご意見がなければ、訂正等があって申しわけございませんが、てにをは等は私に修正させていただくことをご一任いただいた上で、この趣旨で答申をさせていただくということに決させていただいてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 ありがとうございます。

それじゃ、そのようにさせていただきます。

(2) 諮問第3号の審議

内山会長 続きまして、諮問第3号の審議に入りますが、説明をする方が入れかわりますので少々お待ちください。

それでは、諮問第3号についてご審議いただきます。

まず、所管課長さん、職員の方のご紹介をいただいた上で、諮問案件の読み上げをしていただき、さらに所管課長さんから詳細な説明をいただくということにさせていただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

齊藤広報課長 それでは、諮問第3号に関しまして、所管課長と担当職員をご紹介します。

す。

八木総務部税務課長でございます。

八木税務課長 よろしくお願いいたします。

齊藤広報課長 後の陪席には宇田川主査、大武主任です。

宇田川主査 よろしくお願いいたします。

齊藤広報課長 それでは、諮問案件についてご説明を申し上げます。

平成20年度諮問第3号「住民税の公的年金特別徴収業務に係る個人情報の目的外利用について及び上記目的外利用の本人通知の省略について」でございます。

それでは、諮問書の読み上げをさせていただきます。

諮問の趣旨「平成21年10月から、住民税の公的年金からの特別徴収が開始されます。公的年金からは住民税のほかにも所得税、介護保険料、国民健康保険料、長寿医療制度保険料が天引きされますが、税務課はこれらの情報を持っていないため、支払額不足など特別徴収の法的要件を満たさないケースについても、住民税額の特別徴収手続を行う場合が考えられます。

そこで、介護保険課及び国保年金課から上記各保険料の賦課情報の提供を受けて、特別徴収を実施した場合に支払額不足等を生ずる者をあらかじめ除外することによって、特別徴収事務の適切かつ円滑な執行を図るものです。

これは各保険料の賦課情報を住民税の特別徴収事務に利用するものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第14条に規定する個人情報の目的外利用に該当します。

そこで、同条例第14条第2項4号及び同条第3項ただし書きの規定により、本件目的外利用及び目的外利用に係る本人通知を省略することについて、審議会の意見をお伺いいたします。」

内山会長 ありがとうございます。

その上で担当課長さんから、詳細について説明をお願いします。

八木税務課長 税務課長の八木でございます。

では、資料の2-1に基づきましてご説明をさせていただきます。資料の2-1をごらんいただきたいと思います。表題が「介護保険・国民健康保険・長寿医療制度保険の保険料額及び介護保険中止該当者データの目的外利用について」ということになってございますけれども、平成21年10月から行われます住民税の公的年金からの特別徴収に関しまして、個人情報の目的外利用につきましての審議会のご意見を伺いたいというものでございます。またあわせて本人通知の省略についてもご意見を伺いたいと思っております。

まず「1 住民税の公的年金からの特別徴収の制度の概要」でございます。これにつきましては昨年の8月28日の当審議会におきまして、報告を申し上げますけれども、概要につきまして資料の2 - 3のほうで少々触れさせていただきたいと思っております。

お手数ですが、資料の2 - 3をごらんいただきたいと思います。「1 経緯」であります。これは地方税法の改正に基づきまして、平成21年度より公的年金から住民税 これは特別区民税と都民税が合わさっておりますけれども 住民税の特別徴収が開始されます。特別徴収というのは年金からの引き落としということです。

これは、納税の便宜を図ることと、それから徴収の効率化を図るためということで行われた法改正でございます。なお文京区議会におきましても関係条例の改正が、昨年の9月29日の本会議でご可決をいただいております。

「2 制度の概要」でございますけれども、対象者ですが、これは65歳以上の公的年金の受給者から、年に6回年金の支払いがございますので、このときに6回に分けて特別徴収をさせていただき、引き落としをさせていただくという制度でございます。

「3 スケジュール」としまして、平成21年10月から特別徴収の引き落としを開始するために、現在は1月までが終わっております、社会保険庁等から年金の支払い報告書というデータを区で頂戴しています。ここまで今準備が整っておるということでございます。これが住民税の特別徴収の概要でございます。

それでは、資料2 - 1にお戻りいただきたいと思います。「2 税務課が他課の管理をする目的外利用のデータを必要とする理由」ということでございます。年金から引き落としをさせていただくためには、でございますけれども、条件が大きく2つございまして、1つ目ですが、介護保険の特別徴収の対象者であることがまず必要という法定要件がございます。

それから2つ目の要件としましては、引き落としの合計額、先ほど広報課長からございましたけれども、既に各種保険料、税金等が引かれておりますけれども、これらの額が年金額を超えてしまつては引くことはできませんので、年金額よりも額が大きな場合は引き落としができないという当然の規定でございますが、これを規定上設けております。その規定の仕方は資料2 - 2にございます。

こういう規定はございますけれども、税務課では、その方々が介護保険料の特別徴収対象者となっているかどうか、あるいはその方々の介護保険料や国民健康保険料、長寿医療制度保険料が幾らになるかという情報がございません。それで税務課がこれらの情報を所管課に対して提供を求めてもいいよというような法令上の根拠があればよかったですけれども、今回そう

いった法令上の根拠がないままに要件だけは決めてある、という状況でございます、したがって今回審議会にお伺いさせていただいているということでございます。目的外利用をお許しいただくことで、法定要件を満たした事務処理を行わせていただきたいということであり、ます。

「3」でございますけれども、仮にこれらの目的外利用をしなかったらどうなるかということに記載させていただいています。まずアでございますけれども、これは2の にございますように、介護保険の対象者の方でないといけないんですけれども、この介護保険が中止になったということについてデータがなければ、区としては一たんは徴収をしてしまいます。法令で徴収をしてはいけないという方から徴収をしてしまいますので、その税金は一回お戻しをします。ただこれは税金の額が変わるわけではありませんので、改めて普通徴収にして再度徴収しなければなりません。これは大変納税者の方にご迷惑をおかけするだけではなく、事務処理のほうも大変複雑なものになる、煩雑化を来すということでございます。

イでございますけれども、イは、資料2-1の2の の各種保険料等を引き切ることができないという方についてなんですが、この情報は9月末に社会保険庁から区に来ますので、引き落としそのものはストップさせることは実はできるんです。ただ、引き落としをストップさせて特別徴収をやめてもやはり普通徴収ではお支払いいただくこととなります。この場合何が問題になるかといいますと、納期の回数の問題が出ます。特別徴収というのは6回に分けますけれども、平成21年度については10月、12月、2月の3回引き落としをさせていただくんですけれども、特別徴収をやめて普通徴収に切りかえるということになりますと、普通徴収は年4回なんですけれども、10月以降の普通徴収の納期というのは、第3期である10月納期と第4期の1月納期と2回分しか残せないこととなります。3回でお支払の予定をしていた方が2回になるんですけれども、その第3期も10月ということで事務的に手続が間に合わないという公算が強くございまして、その場合には結局この方は第3期に払うことができなくて、第4期の1月の納期に一括して払わなくてははいけない。10月の納期を1回失ってしまうという納税者の方のご不便、その結果として、総額は変わりませんが1回当たりの支払い額が高くなるという不利益を供してしまうということになります。

「4 税務課で利用するデータ」は次のとおりでございまして、読み上げは省略させていただきますけれども、 のデータがおよそ3万3,000件、年間でございます。 が2,000件、同じく年間です。 が3,000件、 が5,000件、というふうに想定をしております、対象者のデータ数はかなり膨大でございますので、本人通知もなかなかこれは難しいということでございます。

税務課から説明は以上でございますので、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

内山会長 ありがとうございます。

ご説明はいただきました。各委員からのご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

どうぞ、中山委員。

中山委員 これは年金から地方税を引き落とすことができるように制度だけできながら、詳細がうまく詰められていないからということをお聞きしたんですが、その件に関しては、これは本区に限らずどこでも起きることではないかと思われるんですけども、総務省から何らかの通達があるとか、総務省にこういう場合はどうなのかということの見解を聞いたというようなことはされたんでしょうか。

八木税務課長 昨年10月の段階で東京都を通じて法改正がどうなっているかということをお聞きしました。私どもは当然法令の改正があるだろうということで待機していたんですけども、今のところないという回答でありましたので、審議会へおかけするしか、今道がないということでございます。

内山会長 恐らくそれは、私の推測ですけども、文京区が所管している個人の情報については文京区の責任においてやるべきことで、国が指図するべきことではないと、つまり文京区も個人情報保護条例等は文京区の条例としてやっているから、国がああしろ、こうしろというのはなかなかしづらいというふうな部分があって、それは自治権の問題だから、国がその部分に手を入れて法令を改正するのは、差し控えるというようなことがあったかもしれませんね。国の個人情報保護法等も、地方自治体についてはそれぞれやってくださいという法律なんで、法体系では、税法の中でみんなできるというふうな形にはなかなかしづらいかもしれませんね、区の条例の中にもないんですね。

八木税務課長 はい。

内山会長 これはこういうことが行われないと、特に高齢者の方々が、区ですとか金融機関に納税のために何度も足を運ばなければいけない。ないしは先ほど課長さんが言われたような、不利益とまでは言えるかどうかわかりませんが、不都合なことがいろいろあるということなので、法令等が整備されていてもしかるべきかなというような部分もありますが、条例の中では、審議会の答申を得て実施機関が目的外利用するという方向によって、この問題に対応するというところでございますので、まずはこの審議会ですかるべき答申をしませんとできないということになります。趣旨そのものは相当なものであろうと考えられますので、答申の内容としますと、相当であるという答申をさせていただくということによろしゅうございましょう

か。所要の配慮はしていただくということは、申し添えることになろうと思いますけれども。

中山委員 これはもう事務が停滞するのであれば、相当であるということだろうと思います。

諸岡委員 個人的な質問ですけれども。途中から変わるわけですね、これは。

八木税務課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

諸岡委員 実は私も後期高齢者なんです。長寿と言っているんですけども、申告には所得税も住民税も控除が最初にあるからいいんですけども、社会保険料なんか社会保険料となっていて、私は国民健康保険と長寿医療保険、それから介護保険があって入っているわけですけども、それは1本で社会保険料という形になるんですね、報告が。だから、何が幾らと分けるのに大変なわけですよ、後期高齢者なんかは何か言われたってわからないんですよ。説明もまだちゃんとされていない。説明会があるといったって夜のこのこ行こうなんて、75歳以上の人がこのこ行けるような人はいないです。そういうようなのが実態なんですよ。引き落としをされるのは、10年前後もうやっていますからいいんですけども、そのようなことで、何が何だかわからなくなってしまうというような状況があります。

内山会長 長寿か後期かは別として、高齢者の方だけでなく若年の方でも、そのような不都合があればそれに対応するにはかなり時間もかかりますし、迷惑なこともかかると思います。

ただ、恐らく今課長さんから説明いただいたように、大量のデータを処理するということを行いますので、仮にこういうことを認めないで手作業ですということになると、なおさら間違い、齟齬が発生する可能性はあると思いますので、電算化して処理すれば、その部分については正確性がより期待されるように思います。

中山委員 ここの税務課で利用するデータ、資料2-1の4の 、 、 、 というのは、プライバシー情報であるとは言えると思うんですけども、あくまでも区内での処理で、外に出ていくような話じゃないわけですよ。

八木税務課長 それはございません。

内山会長 そうですね。目的外利用というだけで、区の情報を区が利用するということですね。

八木税務課長 区が持っている情報を、税務課で利用するということになります。

中山委員 ですから、それによって例えばプライバシー情報が、どこかに漏れていってしまうようなことの危険性が増すような方向の話じゃないのであれば了解です。

八木税務課長 こういったデータを私どもで計算をした結果、この方からはもう引き落とさないでくださいということを保険者に結果として言えるということですので、過程としては情

報が使われますけれども、その情報が幾らだったかとか、一々外に言うものではありません。

内山会長 それから、文京区での個人情報のセキュリティーは、国に勝るとも劣らないレベルで行えるということ为先ほど確認させていただいていますので、この諮問については相当であるという答申をさせていただきたいと思います。

あらかじめ文案を、たたき台をつくっておりますので、お配りした上で読み上げをお願いします。

どうぞ。

鈴木委員 ちょっと違うことなんですけれども、先ほどの件もそうなんですけれども、審議会にかけられた案件というのは、各区でというか、それぞれの地方自治体でそういう審議をされて、こういう情報の外部利用を認めますということになるんでしょうけれども、各自治体で違う判断が起きたりはしていないんでしょうか。

内山会長 それは文京区の条例の中で税務課がこういう情報を使うことができると書いてしまえば、もうそれはできることになりまして、ですから実際の個人情報の保護の対応がそれぞれ違います。ただしこれを認めなければみんな手作業でやるというだけのことになるんで、そういう自治体があるかどうかはわかりませんよね。それはいろいろだと思います。住基ネットにしたところで、国はつなげと言っているけどもまだつながないという自治体が2カ所、頑張っているというふうなところもあります。ですからそれは全国一律に同じようになるということでは、恐らくないんじゃないかと思います。

鈴木委員 そういう弊害というのは見えてこないんですけれども、どこにあらわれてくるんでしょうか。

内山会長 例えば国立市の住民の方は住基ネットをつなぎませんから、例えばパスポートを取るときに一々住民票を、お金を払ってもらって出さなくちゃいけないというふうなことにもなりますし、しかし、自分の情報はどこにも出ていないという意味で、安心できるというふうなことなのかもしれません。弊害と実利とは両刃の刃で、どういうふうにするのかという基本的な思想といいますか、観念の問題だと思います。

ですから、全国一律で同じようになっているわけではないです。個人情報の保護条例自体が、全国一律同じようには定められていないんですね。文京区は文京区でこのようにされていますし、区内の情報は自由に右から左に行ってもいいというふうな条例だって、つくろうと思えばつくれないことではないんだと思います。

中山委員 前回でしたか、シルバーパスのときに、ここの運営審議会で議論がありましたけ

れども、お認めするという判断になったと思うんですが、23区の中でも運営審議会にかけないで、そのまま利用できるという判断をしたところも多分あるんじゃないかと思います。

その点で本区の場合に、認める場合にも必ずこの運営審議会にかけてこういうところの議論の場に乗せて、場合によっては傍聴される方もいらっしゃるわけで、ワンステップをとっていることは非常に安全なことなんじゃないかとは私は思っています。今回の税務の件も、相当であるという判断は当然だと思います。諮問の上で答申という手続をとっていらっしゃるということは、すごくいい制度なんじゃないかと思います。

鈴木委員 一応安全だということは私たちにとっていいことなんですけれども、それを全くこういうのに興味がない方は知らないわけですよ。そういう知らないということと知っているということのギャップを、何かうまく埋めていく方法というのはないんでしょうか。

内山会長 それは恐らく各課長さんのほうのお仕事だと思いますけれども、文京区の個人情報、どのようにセキュリティーがかかっているのか、行政はどのような個人情報を収集して利用しようとしているのか、言ってみれば条例に書いてあるから読めばわかるということにはなるんだと思いますけれども。

齊藤広報課長 例えば情報政策課でシステムをこうやっていますとか、文京区の場合個人情報の審議会ですとこういうことをやっていますとかいうのは一応区報やHPでは出させてもらっています。ただ区報に1回出したからといって、区民の方が全部見ているとは限らないので、やはりそういったところというのは、委員がおっしゃるようにもう少しPRを考えたい。

こういう審議会にかけないでやっている区もある。現実と同じ問題を条例の解釈、条例のつくり方によって、「これはもう区の内部だけでやって結構ですよ」というところもあります。その辺のやり方は各区独自にやっているんですが、先ほど言ったように住基ネットを繋ぐ・繋がらないの問題もパスポートの問題も、個人の考え方と会長がおっしゃられたとおり、自分の情報が漏れないほうが重要だと思う方もそれは不便だと思う方もいらっしゃるし、そこら辺は大変難しいなと思っています。

ただおっしゃるように、毎年区報に載せていますけれども、その載せ方ももう少しわかりやすいようにとか、年に1回でなくて2回とか、そういったものは重要な取り組みだと思ってございます。

中山委員 2年ぐらい前に、文京区のホームページのトップページのところに情報公開というのがあるべきじゃないですかということをごここで申し上げたら、1年半ぐらい前にそれがトップページに入ってすごくわかりやすくなった。個人情報に関して、今も一応どういうものが

目的外利用されているかというのは載ってはいるんですけども、例えばこういうふうな問題とかがあってというようなことがわかるようにホームページ上で上手にアナウンスをしていたかどうかということなのかなと思います。

内山会長 それでは、答申の案文を読んでいただきたいと思います。

齊藤広報課長 本文から読みます。

「公的年金からの住民税の特別徴収制度及び特別徴収対象者は、地方税法、同法施行令及び文京区特別区税条例により定められているところである。しかし、住民税のほか国民健康保険料などの社会保険料等の合計額が年金支払い額を超える場合など、特別徴収の法的要件を満たさなくなった者についても、当該情報を税務課が持っていないため特別徴収手続が行われることとなる。

特別徴収対象者でないものに対して行われた徴収手続は、事後に更生され、還付が行われ、あるいは普通徴収へ切りかえることが行われ、その際には税を納付できる回数が少なくなるなど、被保険者にとって適切とは言えない状況が生ずるとともに、文京区の事務処理が煩雑化する。

本件目的外利用は、税務課が各社会保険料賦課情報を取得・利用することにより、上記不都合を回避することを図るものであり、また、特別徴収対象者でない者の除外は、バッチ処理により電算システム上で処理され、個別の情報を税務課職員が直接取り扱うものではないことから、取り扱いの安全性も確保されることが認められる。

以上から、本件目的外利用は差し支えないものとする。

また、本件は一時的に大量の個人情報処理するものであり、本人に特段の不利益が発生するものとは認められないことから、本件目的外利用について本人への通知は必要ないものとする。」

内山会長 ありがとうございます。

趣旨とすれば答申は相当であるという答申になるはずですけども、税のことですので、制度上のことも含めて税務課長さんからもご発言をいただいて、適切な答申にしていきたいと思っておりますのでご意見をまずお伺いしたいと思います。

八木税務課長 全体の趣旨としては、大変ありがたいご趣旨の答申案です。文言だけ気になるところは、第2パラグラフの下から2行目の「被保険者にとって適切とはいえない」とございますけれども、被保険者であることは間違いありませんけれども、ここは「納税者」という趣旨になるかと思われまますので、「納税者」と書いていただくとありがたいと思います。

以上でございます。

内山会長 被保険者でなくなっている方もおられるわけですね。ですから「納税者」ですよ。

それから、文章の中で、バッチ処理により電算システム上で必要以上の情報を税務課職員が接しないというご説明は、そういう処理だということですか。

八木税務課長 いわゆる磁気情報を機械的に処理するということで、それは外見上何もわからない、データは他の人間がかかわってくるとか、さわるということではなく大量の処理をしていると、こういう形になっております。

中山委員 確認だけなんですけど、現実問題として、そもそも特別徴収はまだ行われていないわけで、今度が初めてなわけですね。そのためのシステム改変というか、それはしなければいけないという理解でやっていますか。

八木税務課長 はい。システム改修は今徐々にやっているところでございまして、まだ完成していない状態です。したがって、この取り込み方もまだ完成には至っていないんですけども、こういう方向で行きたいというふうに考えております。

中山委員 「バッチ処理により電算システム上で処理され」というよりも、電算システム上で、プライバシー保護に万全を期して処理されているというような趣旨のご説明だったという理解でよろしいんですか。

八木税務課長 はい。

内山会長 方向でやるんじゃないかと、そういうふうにするということでは伺ってよろしいですよ。

八木税務課長 はい。プライバシー保護に万全を尽くしてまいります。

内山会長 努力するんじゃないかと万全を期してやりますと。

中山委員 そういう表現のほうがいい。バッチ処理でやるかどうかということ以上に、そういうことだろうと思います。

内山会長 それでは、趣旨としますとこういうことで目的は相当である。ただし文京区の職員であっても不必要に情報に接しないようにするという必要はあるだろうというような趣旨の答申をさせていただいて、今ご指摘いただきましたけれども、言葉、法律等の指摘を間違えずとまた適切でない状況が生まれますので、後で課長さんにももう一度精査していただいた上で、答申案文とさせていただきたいと思います。その上で趣旨は変えるつもりはございませんけれども、案文のてにをはといたしますか、言葉については、従前どおり私に一任をさせていた

だくということによろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 ありがとうございます。

それでは、趣旨とするところという答申をするということに決させていただきます。

若干長時間になりましたけれども、本日予定しておる議案は、これにてすべて審議が終了したということになります。

その他ありますか。

齊藤広報課長 1つだけご報告をしたいものがございます。よろしいでしょうか。

内山会長 はい、どうぞ。

齊藤広報課長 委員の改選が行われたので、すべての方がわかっているとは言えないんですが、3年前ですけれども、新聞報道されまして当審議会でも話題になった件が1つございまして、その報告をさせていただきたいと思います。

社会保険庁が、国民年金の被保険者の実態調査というものを3年に1度やっております。この調査につきましては文京区では調査方法とか、回答の期限の関係で協力してこなくて、情報を提供していない幾つかの市区の中に入りまして、これが新聞報道されました。

これは全国的にサンプルを抽出して実態調査をやるというものですが、本年度も協力依頼が来ました。今回は社会保険庁のほうに調査方法等について疑義を照会しましたけれども、向こうからそれなりの回答が来ましたので、文京区は今回からは協力することにしたということをご報告をさせていただきます。

内山会長 はい、わかりました。

齊藤広報課長 経緯が簡単に説明できるようだったらちょっと。

野稲広報課主査 この調査は、3年おきの調査ですが、全国で12万人、文京区で今回232人のサンプルを社会保険庁のほうから指名をしまして、区のほうに調査票が来ると同時に、本人に対しても郵便で調査票を送ります。区の調査票と本人にあてた調査票とを突合して、統計情報を作る、そういう調査ですけれども、社会保険庁が調査をすることができる根拠というのが、国民年金法108条の3という統計調査の条項がございまして、これに基づいて調査をしますよと言ってきているんですが、その条項の中に「被調査者を識別できない方法による情報の提供を求めるものとする」という、そういう条項があります。

今回区から出る情報と本人に郵送する情報とを突合するためには、個人を識別できる整理番号というのを実は使っております。その整理番号を使っているものですから、108条の3を根

拠にするのはちょっとおかしいんじゃないですかという、そういう照会をいたしました。社会保険庁のほうから回答が来まして、発送した直後に整理番号と特定の個人とを関連づけるデータは削除しますと、そういう明確な回答をいただいたものですから、それだったら108条の3の統計調査の条項に基づく調査ということと整合性がとれるだろうと判断をして、提供することにしたということです。

内山会長 法令に基づく提供をしたということですね。

齊藤広報課長 そうです。法令に基づく提供です。3年前のときには、そこら辺のことははっきり説明がなくて、すぐ協力してくださいというようなことでしたので、文京区は協力しないとしたところ、それが新聞記事になりました。今回は、国民健康保険課で調査をして、文書をいただいて、我々のほうもそれを確認しましたので、法令に基づく調査という形で協力させていただきます。

内山会長 厳密に個人情報保護に当たられているというご説明だというふうに伺いました。

4 閉会

内山会長 報告案件は、そういうことでいただいたということにさせていただきます。

それでは閉会といたします。

若干時間が長くなりましたが、ご協力いただきましてありがとうございました。